

# 厚生労働大臣が定める院内掲示

## 関東信越厚生局届出事項

当院は、下表の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 点数表   | 医科                |
| 基本診療料 | 機能強化加算            |
| 基本診療料 | 外来感染対策向上加算        |
| 基本診療料 | 医療 DX 推進体制整備加算    |
| 基本診療料 | 時間外対応加算 3         |
| 基本診療料 | 地域包括診療加算          |
| 基本診療料 | 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) |
| 特掲診療料 | がん治療連携指導料         |
| 特掲診療料 | 神経学的検査            |
| 特掲診療料 | CT 撮影及び MRI 撮影    |
| 特掲診療料 | 在宅時医学総合管理料        |

診療報酬は、医科診療報酬点数表に基づいて 1 点 10 円で計算しております。

ご不明な点がございましたら、受付事務担当者にお尋ね下さい。

令和 7 年 5 月

医療法人社団 たむら脳外科クリニック

理事長 田村 亨